

令和4年第7回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月7日(木) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 脇山久利	3 番 袈裟丸一彦
4 番 脇山祐治	5 番 宮原敏久	6 番 山添 明
7 番 川添哲也	8 番 三塩政廣	9 番 内山敏彦
11 番 井上順一	12 番 伊藤富幸	13 番 石川利恵
14 番 峯 政敬	15 番 松本耕一	16 番 峯 直子
17 番 吉田 哲	18 番 宮崎隆広	19 番 阿部 太
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第38号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第39号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第40号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第41号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第42号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第43号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係職員	吉本 彰也
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は18名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それでは、ただいまより令和4年第7回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号19番阿部太委員、議席番号2番脇山久利委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第38号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について11件、議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について4件、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第42号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について10件、議案第43号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について5件、計6議案38件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧ください

たいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第38号から第43号までの6議案38件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第38号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は961平方メートルです。現況は、雑種地になっております。この案件は、令和4年1月27日付けで賃貸借家での転用許可を受けておりましたが、敷地内道路の設置場所変更により、レイアウトを変更するため、計画変更を行なうものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、当初計画時に金融機関の融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、当初計画時に敷地内道路を東側に設置する予定でしたが、市との協議により、西側に設置することとなり、レイアウト変更を伴うため、計画変更するものです。排水について、前回と同様、雨水は敷地内道路を介して北側水路へ流し、汚水も新設道路に設置の排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。3日の日に現地調査をいたしまして、先月だったと思いますけど見ておった所です。ただ取付道路が変わっただけということで、何も問題はないということでございます。皆様のご審議をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は210平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、7ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、整地し、北、南は既存コンクリートブロックを利用し、西側は土羽を形成、東側の既存駐車場より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、西側の自己所有地を經由して自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は16番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも住宅に囲まれた所でございます、休耕地でもあるため、皆さん何も問題ないということでした。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,955平方メートルです。現

況は、雑種地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、10 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号 2 番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17 番吉田です。ここも周りは農地がなくて、ずっと荒れていた土地でして、皆さん何も問題ないということでござい

ました。審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は263平方メートルです。現況は、庭的な状況になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の11ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、12ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、13ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、北、東側は既存のコンクリートブロックを利用し、南側はセットバックを施し、南側の道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の既存排水路へ流し、汚水は西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 18番宮崎です。3日の日に現地確認を中部調査会で行ないました。現場は住宅密集地で、何も問題ないだろうという結論に達しましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 7 筆、畑 4 筆、面積は合計で 25,319 平方メートルです。現況は、牛舎および休耕地になっております。目的は、牛舎および稲わら置場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 14 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、16 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、稲わら置場について、許可後、速やかに着手する計画です。牛舎については平成 8 年頃から山林に建て始め、増築を繰り返してきたところ、農地に建てていることが判明したため、始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、棚地的な形状で、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の既存水路へ流し、ふん尿はおがくずにて吸着させて堆

肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。7月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇の〇〇集落の正面の北向き斜面の所ですね。16ページの所を見てもらって、この地図で見てもわかりにくいですが、かなりの急勾配の所に建っております。調査会では何ら問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

農地係長 追加で説明いたします。今日現地に行ったんですけど、現地で〇〇〇の方の〇〇の方がそのままの形状で使われるということを知っております。2段目にわらの小屋を建てるように聞いておりました、それ以外はラップの飼料を置かれるそうですので、特にいじることはないのかなと思って帰ってきました。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は188平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の17ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年9月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、道路工事申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、既存の石積で土留めを施し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側の

道路側溝へ放流、汚水も南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長より異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。7月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇の方へ向かってちょっと行った所ですね。この〇〇という名字の方がある所と同じ所有者の土地であって、その〇〇と書かれている所の家が空き家になっているんですけども、(転用事情の詳細) …ということで、この申請地を申請されております。中部調査会のほうでは何ら問題ないということでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,436平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、倉庫、休憩所、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の20ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、21ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大5センチメートルの盛土、1メートルの切土を行い、部分的に整地し、敷地内には既存道路を拡幅整備し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は既存の排水設備を介して既存の道路側溝へ流し、汚水も既存通路内に埋設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。7月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、〇〇から〇〇〇のほうへ抜けていく所で、〇〇地区の集落の手前のほうになります。前に〇〇で使われていて、〇〇〇の跡とか休憩室、建屋をそのまま使われます。中部調査会のほうでは何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の4ページ、整理番号7番について説明しま

す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、1,404平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、残土処分場の調整池です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、24ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、土地の形質変更届、埋蔵文化財発掘、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、20.86メートルの盛土、7.27メートルの切土を施して貯水池を造成して利用し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、敷地内で自然地下浸透および越流分は北側の既存水路を通り、既存河川へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。7月3日の日、中部調査会で現地確認を行いました。場所は、一つ前の議案の更に〇〇〇側のほうに下った所になります。北側のほうから私達確認しようとしたけれども、山で木に覆われて、申請地を目視で確認することはできませんでした。中部調査会のほうでは何ら問題ないとのことでした。皆様の慎重審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、353平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。使用

貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の26ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、27ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、28ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、令和4年9月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.3メートルの切土を行い、整地し、進入口部分のみ逆L型擁壁を設置し、土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

川添哲也委員

7番川添です。7日の日に現地調査を行いました。場所は、〇〇〇の中心からだいたい5、600メートルの所ですけれども、〇〇地区と申しまして、ほとんどもう住宅地になっております。転用の理由ですけれども、〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇の土地に、ここは現在畑ということで、耕作は今はされておられませんけれども、そこに住宅を建設するというものです。周りには、隣接した所には、〇〇の畑が一部あるようすけれども、ほとんど農地はございません。現地調査の結果、委員さん達の意見としましても、特に問題はないということでありましたので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑5筆、面積は合計で4,591平方メートルのうち513.75平方メートルです。現況は、雑種地になっ

ております。目的は、風況観測用地、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の29ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、30ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、31ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和元年8月に許可を受け、現在設置中で、更なるデータ収集のため、許可後3年間設置して利用する計画です。

行政関係の手続きについて、前回の設置時に協議がなされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、現在の設置状況から変化はなく、里道に沿って管理用道路を設置、風況観測塔の基礎および転倒防止のワイヤー3か所のアンカーと影響部分のみ利用で、北西側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。この場所は、〇〇〇にありまして、3年前に当時私も現場まで行って立ち会っております。今回も申請、また延長がありましたので、地元の〇〇〇〇〇の方に話をいたしまして、農地等は被害がないかということを確認しましたが、以前どおり別に何もありませんということでした。この資料図を見ますと、周りは畑になっておりますが、現況は、雑木林です。畑といいますか、〇〇を少し植えてあるぐらいで、ほとんど雑木林で、別に影響等が出ることはありませんでした。地元の方の意見等をいろいろ聞いておりますので間違いないだろうと思っております。現地は7月1日の日に確認をいたしました。皆さん方の審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号10番および11番を議題とします。この2件につきましては、関連がございますので、一括審議としたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号10番および11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は10番が田2筆、面積は合計で1,179平方メートルです。現況は、休耕地になっております。同じく11番が畑5筆、面積は合計で3,878平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、駐車場および資財置場です。10番については所有権移転、11番は賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の32ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、33ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、34ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、今回の増設分の事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。また、既存部分については昭和63年頃に農地法の許可を受けていましたが、許可書等証拠書面を紛失していることがわかり、再度申請されるもので、そのことの経緯書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなさ

れております。隣接農地等への影響ですが、既存部分は現状のまま利用し、増設部分は最大35センチメートルの盛土を行い整地し、南側の道路より出入口とし、既存敷地を通行する計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の既存水路へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番および11番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。東部調査会でも3日の日に調査していただきまして、ここはちょうど〇〇の〇〇の山手、〇〇のふもとですね。それで何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 40 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 6 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 107 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 35 ページから 37 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成 7 年頃から近隣にある〇〇〇〇〇〇に駐車場の用地として貸して利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水については雨水のみで、西側の道路側溝へ放流する計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 3 種農地の該当事項 3 番に該当します。許可の基準は 1 番となっております。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。○の○○○○○○○が移転してから今回わかったということで、今回看板が立った所だったんですけど、ちょっとこれを50メートルばかり先に○○○○○○○が移転した跡地でございます。それで3日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということでした。皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は509平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の38ページから40ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大10センチメートルの盛土を行い、整地し、周囲は既存のコンクリートブロックを利用し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して北側の道路側溝へ放流、汚水も北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明していただきまして、ちょうどこの場所は○の○○○○○○○の近くですね。もう周りも隣も住宅でありまして、3日の日に調査していただきまして、何ら問題はないということでした。皆さんの審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 6 5 4 平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 4 1 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに平成 3 年頃に〇〇〇〇のため〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっております。

整理番号 3 番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮原敏久委員 はい。5番宮原です。4日に確認をしております。場所は、〇〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇に通じる所です。図面を見てわかりますように、周りが山林、原野ということで、谷を挟んで道もないという所です。〇の木ももう30年をゆうに超えておりまして、これはもう畑にするというのも無理かなということで、いたしかたないかなということで確認をしております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の7ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,580平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、

資料図の42ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可があることを知らずに平成3年頃に〇〇〇〇のため〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

宮原敏久委員 5番宮原です。これも4日の日に確認をしております。先ほど出ましたものとあまり変わらないような所にありまして、これもしかたないかなということで確認をしております。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 4 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。この案件につきましては、議席番号 3 番の袈裟丸一彦委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって袈裟丸委員の退席を求めます。

【袈裟丸委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページ、整理番号 1 番をご覧ください。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで袈裟丸委員の入室を許可します。

【袈裟丸委員入室】

袈裟丸委員にお知らせします。議案集 8 ページ、整理番号

1 番につきましては、原案どおり可決をいたしましたのでお知らせいたします。次に議案集 8 ページ整理番号 2 番から議案集 9 ページ整理番号 7 番までの 6 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページと 9 ページをご覧ください。整理番号 2 番から 7 番までの案件は、所有権の移転に関する案件のみで、計 6 件になります。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。それでは10分、15時55分まで休憩とします。

~~~~~○~~~~~

15時45分 休憩

15時55分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは会議を再開いたします。議案集10ページ、議案第42号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番および2番の2件については一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

す。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 1 1 ページ、議案第 4 2 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号 1 番から議案集 1 2 ページ整理番号 8 番までの 8 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が 7 件、使用貸借権の設定が 1 件です。面積は、合計で 2 9, 7 8 5 平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第43号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集14ページ整理番号5番までの5件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請

農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で9,503平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第38号1件、議案第39号11件、議案第40号4件、議案第41号7件、議案第42号10件、議案第43号5件、計6議案38件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたっての慎重審議ありがとうございました。